

議案第 22 号

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の寒冷地手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沼田市職員の寒冷地手当に関する条例（次項において「改正後の寒冷地条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（寒冷地手当の内払）

- 2 改正後の寒冷地条例の規定を適用する場合においては、改正前の沼田市職員の寒冷地手当に関する条例の規定に基づいて支給された寒冷地手当は、改正後の寒冷地条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

